

令和3年3月26日

第9回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和3年3月26日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第9回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

| | | |
|------|-----|------|
| 議席番号 | 1番 | 村井貞治 |
| 〃 | 2番 | 中岡博晃 |
| 〃 | 3番 | 片山裕 |
| 〃 | 4番 | 野呂栄二 |
| 〃 | 5番 | 村尾哲郎 |
| 〃 | 6番 | 土居義和 |
| 〃 | 7番 | 川合一 |
| 〃 | 8番 | 井川和彦 |
| 〃 | 9番 | 落雅美 |
| 〃 | 10番 | 石岡渡 |
| 〃 | 11番 | 有田均 |
| 〃 | 12番 | 曾我貴彦 |
| 〃 | 13番 | 山本秀弘 |
| 〃 | 14番 | 金子秋雄 |
| 〃 | 15番 | 坂本政隆 |
| 〃 | 16番 | 細山正己 |

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

| | | |
|----------|------------|------|
| 余市町農業委員会 | 事務局 局長 | 水野貴司 |
| | 事務局次長兼農地係長 | 森谷満 |
| | 庶務係兼振興係主任 | 松原厚子 |

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

（開会宣言の時刻午後 1 時 3 0 分）

議長 定刻になりましたので、ただ今から第 9 回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、16 名、全員であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第 10 条の規定により総会は成立いたしました。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第 30 条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を 10 名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案 4 件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてを、お諮りいたします。

一 同 議長指名

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

8 番・井川委員、1 番・村井委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

森谷次長 議長、番外

議長 はい、番外

森谷次長 ただ今、上程されました、議案第 1 号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和 3 年 3 月 26 日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

申請番号 1 番、申請人住所氏名、譲渡人（代理人）、■■■■■町■■■番地、■■■■■、代理人、■■■■■町■丁目■番■■■号、■■■■■。

譲受人、■■■■■市■■■■■■■■■■番地、■■■■■、土地の表示、■■■町■■■番、地目、公簿、現況とも畑、面積■■■■■■■■■㎡外■筆、合計■筆、■■■■■■■■■㎡、調査年月日及び調査委員につきましては、令和 3 年 3 月 17 日、中岡委員、片山委員、石岡委員の 3 名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、譲渡人、離農するため所有農地を一括譲渡するもの、譲受人、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、5ページに記載しております。

補足説明といたしまして、譲受人、■■■氏は、余市町において新たに営農するため、売買により農地を取得するための申請でございます。申請農地の売買価格は■■■万円、10a当たり■■■■■■■■円であります。

■■■氏は、現在、■■■■市で12年余り営農しており、この度、事業の拡大及び効率化のため本町で農地を取得し、ハーブ栽培を行うものであります。また、■■■との遠距離の営農となりますが、各々に農業従事者を雇い■■■と本町を行き来し、営農するものと伺っております。

続きまして、申請番号2番、申請人住所氏名、譲渡人、■■町■■町■■丁目■■番地■■、■■■■、譲受人、■■町■■町■■丁目■■番地■■、■■■■、申請農地、■■町■■■■番■、地目、公簿、現況とも畑、面積■■■■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和3年3月18日、山本委員、曾我委員、坂本委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、譲渡人、後継者へ経営移譲するため、所有農地を一括贈与するもの、譲受人、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、6ページに記載しております。

補足説明といたしまして、後継者となる■■■■氏は、昨年3月に会社を退職し、また、退職数年前から月末を中心に本申請農地で農業に従事されており、経営移譲後も、ご両親と営農するものと伺っております。

4ページをお開き願います。

申請番号3番、申請人住所氏名、譲渡人、■■市■■町■■番■号、■■■■■■■■、譲受人、■■町■■町■■■■番地、■■■■、申請農地、■■町■■■■番■、地目、公簿、現況とも畑、面積■■■■■■■■■■m²、外■筆、合計■筆、■■■■■■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和3年3月18日、山本委員、曾我委員、坂本委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、相続した所有農地を営農しないため一括無償譲渡するもの、譲受人、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、7ページに記載しております。

補足説明といたしまして譲渡人、■■■■■さんは■■■■■さんの二女で、親の■■■さんが死亡後、長女の■■■さんが営農されておりましたが、長女の■■■さんの死亡に伴い、申請農地を含め、宅地、建物の相続を受けましたが、営農しないため、申請農地について斡旋願いを提出し、また、老朽化した建物を解体しようとしていたところ、近隣で営農する譲受人、■■■■■さんと同相続財産を、一括無償で譲渡することで合意し、本申請に至ったものでござ

います。

なお、譲受人、■■■■氏は、申請農地取得後は退職し、りんごの栽培を行うと伺っております。

以上3件の申請でございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただ今の説明に関連いたしまして、申請番号1番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番 申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、3月17日、事務局を含め、片山委員、石岡委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請番号1番については、譲渡人は離農するため農地を譲り渡すものであり、譲受人は、現在、■■■■市でレモン・みかんなどの柑橘類を栽培しており、新たに北海道で農地を取得し、ハーブ栽培を行う予定です。

調査の結果、申請番号1番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

議長 続きまして申請番号2番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

13番 申請番号2番の農地法第3条の規定による許可申請について、3月18日、事務局を含め、曾我委員、坂本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請番号2番については、譲渡人が高齢により所有農地を一括贈与し、後継者が譲り受けるため、本申請をしたものです。

調査の結果、申請番号2番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

議長 続きまして申請番号3番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

13番 申請番号3番の農地法第3条の規定による許可申請について、3月18日、事務局を含め、曾我委員、坂本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請番号3番については、農地の所有者が亡くなられ、相続手続きが完了し、■■■■氏が相続人となりましたが、譲渡人である本人は、営農する意思がなく、近隣農家へ一括無償譲渡するための申請であります。

調査の結果、申請番号3番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

議 長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号1番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号3番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号3番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

森谷次長 議長、番外

議 長 はい、番外

森谷次長 ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第4条の規定による許可申請書の

提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和3年3月26日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

申請番号1番、申請人住所氏名、■■町■■町■丁目■■番地■、■■■
■、土地の表示、■町■■■■番■、公簿、現況とも畑、面積、■■■■■
■■■m²、事業内容につきましては、ワイナリー建築、農業用倉庫、駐車場
整備のためでございます。

工事計画年月日につきましては、許可後から令和■年■月■■日まででござ
います。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)のA
の(イ)のbの規定に該当するものでございます。

農地法第4条調査書につきましては、10ページから11ページに記載し
てございます。

9ページをお開き願います。

申請農地につきましては、■道■■線を経由し■■■m程入った■道■■
■■線沿線の色塗り部分の土地でございます。

補足説明といたしまして、本申請は使用貸借していた倉庫等の明け渡しを
求められたため、自己所有の農地に新たに倉庫及びワイナリーを建設するも
のでございます。また、併せて駐車場を整備するものでございます。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

5番 はい、議長

議長 はい、5番

5番 明け渡しを求められたところはワイナリーの事業はやっていなかったの
ですか。長い間使用していたと思うのですが、なぜ明け渡しの要求をされた
でしょうか。

水野局長 5番、村尾委員のご質問にお答えします。

■■さんについて聞き取り調査したところ、本来、10年後に北海道農業
公社の合理化事業を使って、10年後に買い取って、その後、一緒に、前所
有者である方から宅地、その外を譲受けるという約束をしていたそうなの
ですが、途中、折り合いが悪くなり、昨年に入りまして、まず、農業用倉庫の
方を明け渡ししてほしいとの要請があったので、農機具等を外に出さなければ
ならないという状況に陥った、との相談がありまして、現在、ワイナリー自
体は石倉りの倉庫の方で経営しているのですが、そちらについては、まだ、
明け渡しの要請はきていないが、今後、いつ明け渡しの要請があるかもしれ

ないとのことで、昨年、■■■■■■■■から一部農地を買い戻しまして、そちらの農地を■■氏本人名義で取得し、今後、ワイナリーの方も全て立ち退いてほしいと要請された場合に備えて、ワイナリーも建設したいとの相談を受けたところです。

議 長 その件は、山本委員と私も現地調査を行いました。

5 番 これは、■■さんの土地の件の流れですから、私も長い間農業委員としてやってきましたので、全体の流れからいって、今のような状態に、折り合いが悪くなったのではと推測されましたので、確認のため、質問したしだいです。

議 長 外に質問ございませんか。

一 同 なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

(休憩中に農用地利用集積推進会議開催)

(休憩時間 午後1時54分～午後2時15分)

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

水野局長 議長、番外

議 長 はい、番外

水野局長 ただ今、上程されました、議案第3号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた別紙農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和3年3月26日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

13ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画書（所有権移転）でございます。

1. 各筆明細、所有権を移転する者、■■■■■町■■町■■■番地■、■■■■■。

所有権の移転を受ける者、■■■■■町■■町■■丁目■番地、■■■■■所有権を移転する土地につきましては、■■■■■町■■町■■■番■、地目、登記簿・現況とも畑、面積■■■■■m²外■筆、合計■筆、■■■■■m²。

内容につきましては、所有権の移転時期、令和■年■月■■日、対価■■■万円を、対価の支払期限、令和■年■月■■日までに指定口座に振込むという内容でございます。

1 4 ページをお開き願います。

こちらのページが 2、共通事項でございます。

1 5 ページをお開き願います。

こちらのページが 3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

1 6 ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

1 7 ページをお開き願います。

申出地は、■道■■■線沿線の色塗り部分の土地と次のページのその 2 にある離れ地、■■■■■線の色塗り部分 1 筆となっております。

1 9 ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項確認書でございます。

以上 1 件の申出でございます。

農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各号に該当する必要があるため、当該申し出により作成された計画内容は、要件を満たしているものと考えます。

各委員におかれましては、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 　ただ今、事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第 3 号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　同　異議なし

議長 　ご異議がないようですので、議案第 3 号につきましては、提案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議案第4号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、こ
れをもちまして第9回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後2時24分)

(本会議所要時間 33分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 1 番

議事録署名委員 余市町農業委員 8 番